

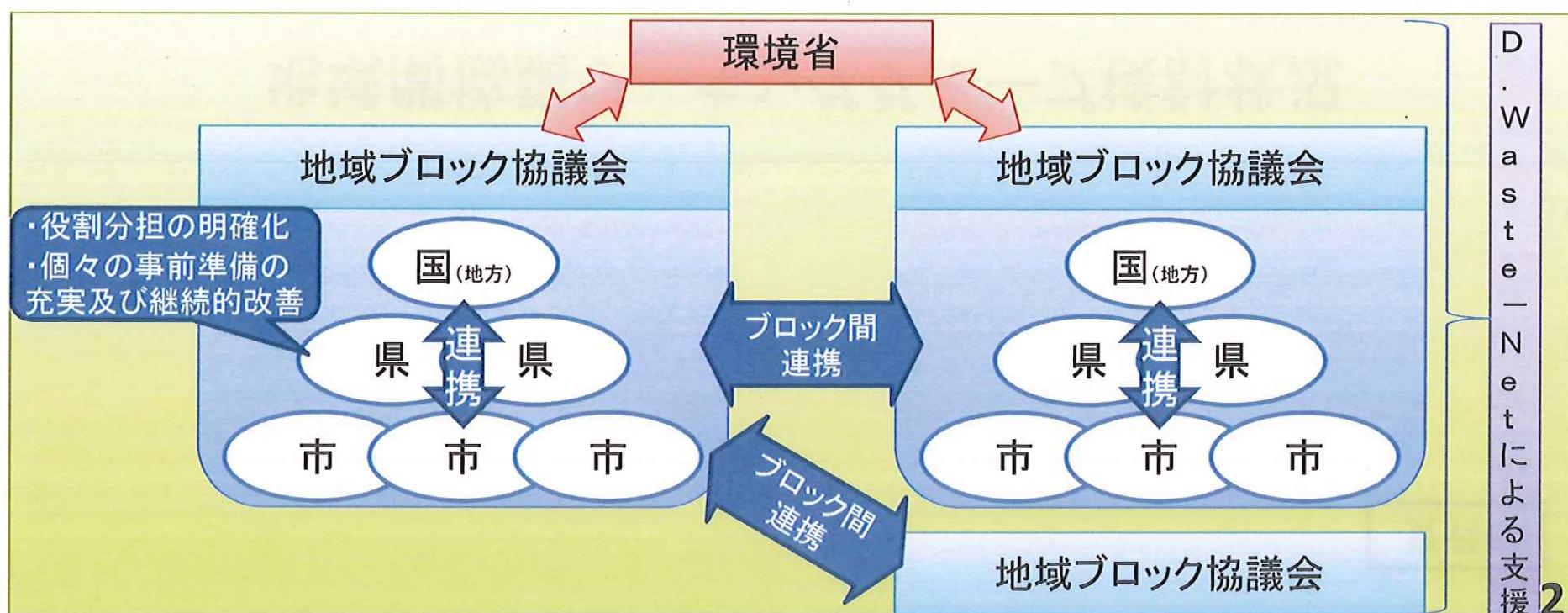
地域間協調ワーキンググループ検討状況

1. 地域間協調WGの検討事項(全体像)と本日の報告事項
2. 地域ブロック協議会の役割の具体的な事項の整理
3. 地域ブロック協議会の持続的運営
4. 地域ブロック間連携(広域処理必要量の調整について)

1. 地域間協調WGの検討事項(全体像)と本日の報告事項

- ① 組織の役割に応じた関係者の連携のあり方の明確化(受援・支援体制の構築)
- ② 重層的な協力関係の構築(想定される災害の規模や地域の被災状況に応じた重層的な対応体制の構築。例えば、県と市、市と市、行政と民間等の異なる主体間の連携や包括連携協定、防災協定、災害廃棄物対策・応援協定等、多様な種類・内容の協定等の締結、共同防災訓練の実施等)
- ③ **地域ブロック協議会の持続的運営**(各地域ブロック協議会の設置要綱、参加者間覚え書き等の作成等)
- ④ **地域ブロック間連携の具体化**(平時の情報共有、非常災害時の地域対策スキーム)対策本部の設置、他地域との相互支援協定等)と大規模な災害時の緊対本部等と連携した広域連携の具体化等
- ⑤ D.Waste-Netの設置・運営(運営方針・運営マニュアル)、参画のインセンティブ、参画者の確保方策等を確立)

※赤字が本日の発表内容



2. 地域ブロック協議会の役割の具体的な事項の整理

【行動指針第2編第2章より抜粋 地域ブロック協議会の役割】

- ① 都道府県の枠を越えた実効的な災害廃棄物処理の枠組みとして、協議会を設置。
- ② 地域ブロック協議会等では、共通の認識となる被害想定を設定し、国、地方自治体、民間事業者等の関係者の役割分担を明確にし、災害協定等の締結により連携体制の構築等を推進。
- ③ 通常規模の災害対応における教訓の共有や人材交流、民間事業者との連携促進等により、人材育成のプラットフォームとしての機能も担う。
- ④ 施設の有効活用の検討(複数の被災市町村で連携した仮設の処理施設の設置・活用の検討、重層的な最終処分場の確保(各地方自治体が平常時に搬入している最終処分場⇒地域ブロック単位で処分先の確保)等)
- ⑤ ブロック間連携(環境本省が地方環境事務所と連携してブロック間連携を調整。)。複数の地域ブロックにまたがる広域的な輸送ネットワークを構築。支援側と受援側で連携して広域輸送の拠点や輸送システムの確保を進める。
- ⑥ 発災時には、災害廃棄物対策について、地方環境事務所が各地域ブロック協議会を中心とする連携体制を活かして一元的な窓口機能を行い、被災自治体等の支援等を行う。

【WGで整理した行動指針に記載事項の具体的な内容】

(①～③地域ブロック協議会の役割について)

- 災害廃棄物処理計画に記載の内容について共有し、地域ブロック協議会の中で策定及び改訂に向けた**勉強会を実施**。
- 民間事業者団体がより積極的に協議会に参加する動機を作ることも重要。**民間事業者団体が抱える課題や取り組んでいる工夫**等をプレゼンする場として、協議会を活用。
- 地域ブロック協議会に参加していない市町村のフォローを都道府県が行い、地域をあげて切れ目ない対応が可能となるように支援する。

(②災害協定について)

- 大規模災害の場合、個々に締結された災害協定が混乱や不公平の要因となる恐れがある。初動段階から県単位で支援調整する等、**支援調整のスキーム**を整理する必要がある。

(⑤地域ブロック間連携について)

- 地域ブロック間の連携として、広域処理の調整が重要。環境本省が調整する場合、**広域処理必要量の考え方を整理**する必要がある(東日本大震災の教訓を踏まえると、要請段階と実際の処理で増減が生じる場合がある点に留意する必要がある。)。

3. 地域ブロック協議会の持続的運営

【行動指針第2編第2章より抜粋 地域ブロック協議会の役割】

- ① 地方環境事務所が中心となり都道府県の主体的な協力を得て地域ブロック協議会を運営していくことを基本とする。
- ② 発災時には、地方環境事務所が各地域ブロック協議会を中心とする連携体制を活かして一元的な窓口機能を担い、被災自治体等の支援等を行う。

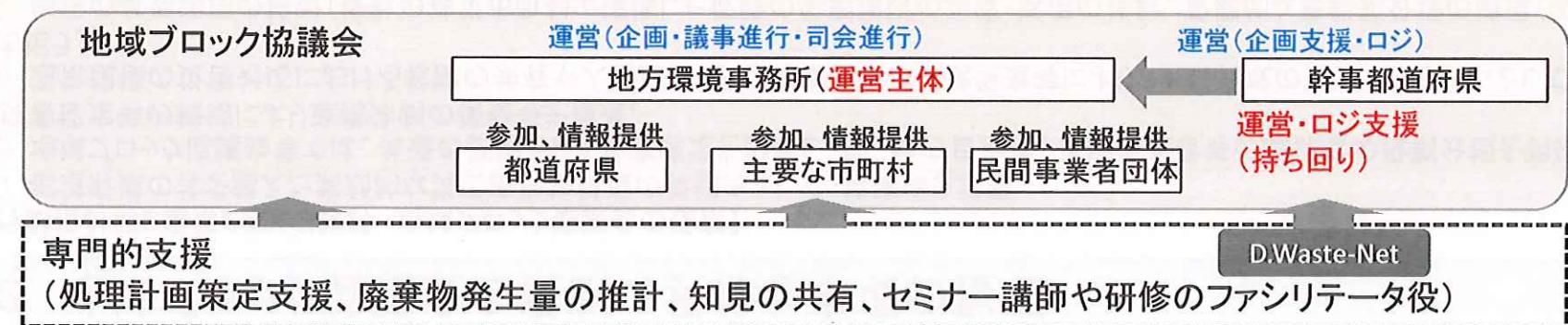
【WGで整理した行動指針に記載事項の具体的な内容】

(①地域ブロック協議会の運営主体及びその役割について)

- 行動計画の策定までを1つの期間とし、速やかな行動計画の策定を目指して、**地方環境事務所**が中心となって、**地域ブロック協議会を運営**する。
- 行動計画は、防災訓練や通常規模の災害の検証に基づき適宜見直される必要がある。見直しに向けて、地域ブロック協議会に参画している**都道府県が持ち回りで幹事役**を担い、**地方環境事務所と協働**するという方法が考えられる。
- 地域ブロック協議会に明確な役割を持たせ、法人格を取得するなどの可能性も考えられる。

(②発災時の対応について)

- 発災時の取組みについて、具体的な支援(人的支援、資機材の支援、災害廃棄物の受入れ)の**調整方法の検討**が必要と考えられる。
- **地域ブロックの境界にあたる県**については、地域ブロック協議会内の支援に限定することなく、ブロックの枠を超えて**柔軟に対応**される必要がある。
- **広域輸送ネットワーク**については、**支援側と受援側が役割分担**し、支援側が災害廃棄物を取りに行く等、柔軟な対応が重要である。



4. 地域ブロック間連携(広域処理必要量の調整について)

【広域処理実施の前提条件】

- **安全な災害廃棄物処理の実施**(運搬や中間処理時の作業安全の確保、受入先処理施設の周辺環境の保全)
- **適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理**
- 可能な限り**再生利用** 等

【災害廃棄物の広域処理必要量の調整方針】

- 民間施設も含めた**既存施設の最大限の活用**
- 有害危険物質の除去、相手の受け入れ基準に見合った最低限の分別をした上で、**コスト・スピード・リサイクル率のバランス。搬出速度あるいは処理速度が最大限となる方法論の検討**が必要。輸送の速度も重要な観点。
- 被災地での選別のレベルは災害の性格や廃棄物の性状等により**柔軟に対応**。

